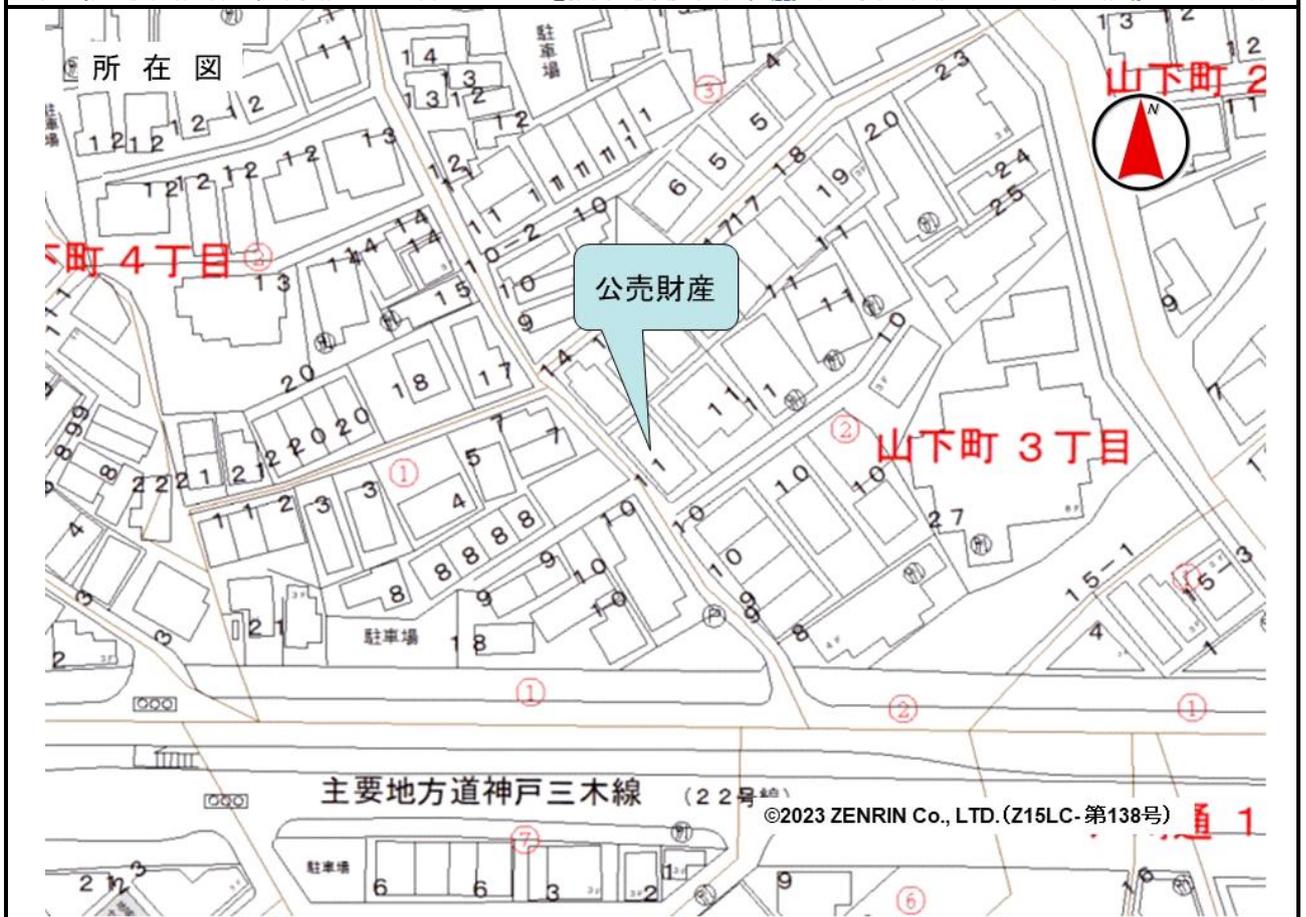


売却区分番号	989-1		
見積価額	¥5,068,000	公売保証金	¥550,000
財産の表示	<p>1 所在 兵庫県神戸市長田区山下町三丁目 地番 8番12 地目 宅地 地積 114.85 m²</p> <p>2 所在 兵庫県神戸市長田区山下町三丁目 8番地2 家屋番号 8番2の3 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 65.11 m² 2階 37.26 m²</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	<p>市街化区域 第一種住居地域（主要地方道神戸・三木線道路境界より北30メートル以内） 建ぺい率 60% 容積率 300% 第一種中高層住居専用地域（主要地方道神戸・三木線道路境界より北30メートル超） 建ぺい率 60% 容積率 200% 第五種高度地区（第一種住居地域） 第三種高度地区（第一種中高層住居専用地域） 準防火地域 宅地造成等工事規制区域 西部駐車場整備地区（第一種住居地域）</p>		
接道状況	公売財産1は、南西側で幅員約2.7メートルの舗装市道「板宿大手方面第37号線」（建築基準法第42条第2項該当）に、南東側で幅員約4メートルの舗装私道（建築基準法第42条第2項該当）に、それぞれほぼ等高に接面する。		
地盤・地勢	公売財産1は、間口約7メートル、奥行き約16メートルのほぼ長形状の画地であり、地勢はほぼ平坦である。		
使用状況等	公売財産1は、公売財産2の敷地として利用されている。 公売財産2は、昭和47年11月頃の建築であり、令和7年1月現在、利用されていない。		
管理状況等	—		
特記事項	公売財産上の工作物等の一部が隣地へ越境している可能性がある。 公売財産は、国税徴収法第89条の2の規定に基づき換価執行決定を行ったものです。		
住居表示等	兵庫県神戸市長田区山下町3丁目2番11号		
最寄駅等	山陽電気鉄道 本線 西代駅 西方約450メートル（道路距離）		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	<p>1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等をご確認ください。</p> <p>2 掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は、現況を優先します。</p> <p>3 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。</p>		

売却区分番号	989-1		
見積価額	¥5,068,000	公売保証金	¥550,000
	<p>4 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、公売財産内にある動産等の処理については買受人が行うこととなります。</p> <p>5 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</p> <p>6 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</p> <p>7 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。</p> <p>ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。</p> <p>8 公売財産の権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。</p> <p>9 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。</p> <p>10 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>		

売却区分番号

989-1



売却区分番号

989-1

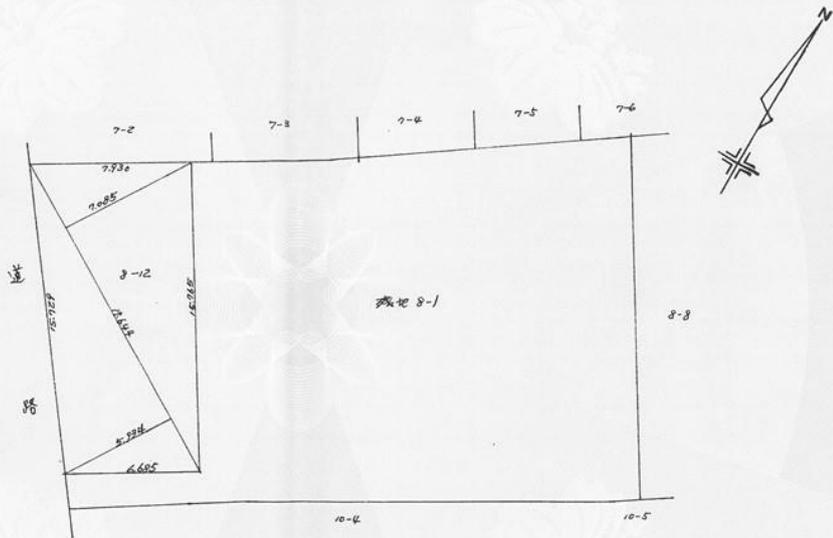


前 8- / 後・新

地 番 8番12 8-1

地 積 測 量 図

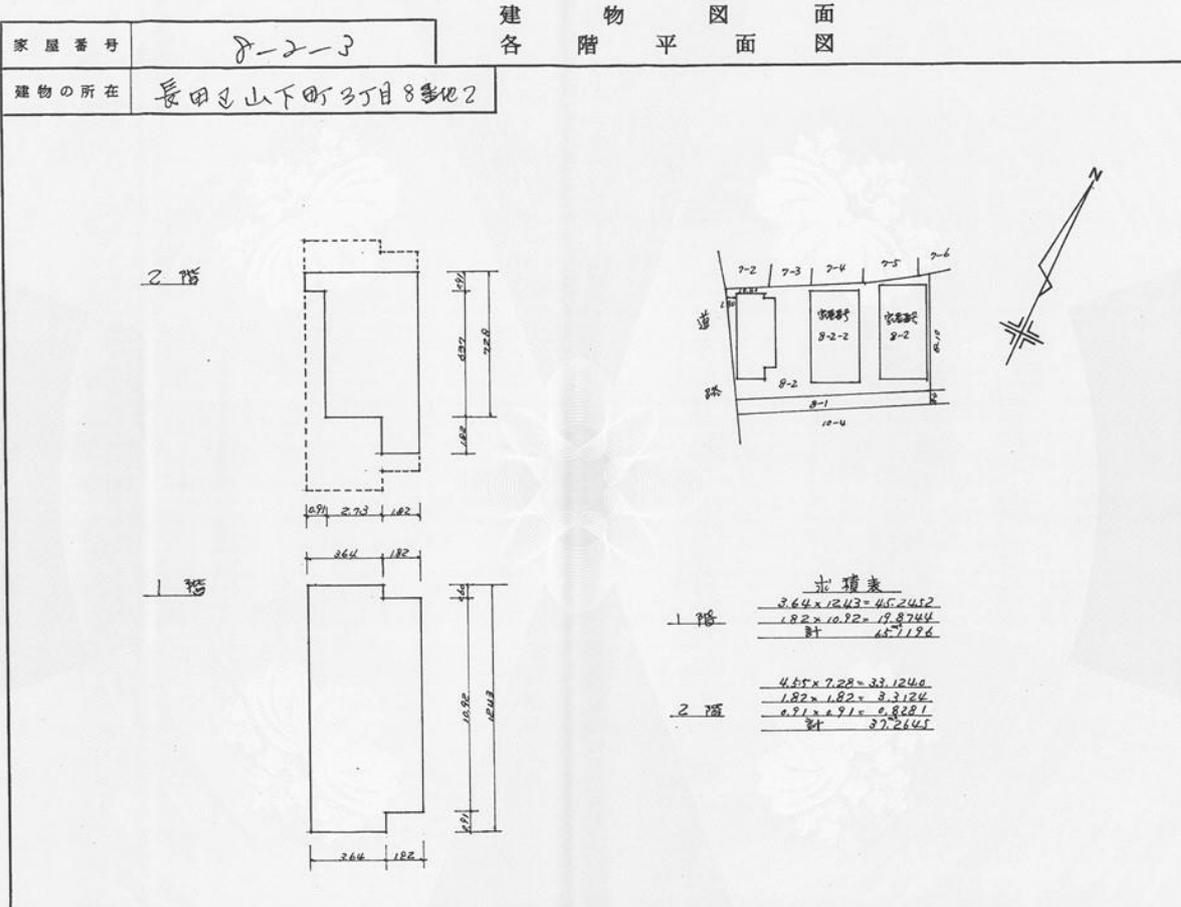
土地の所在 長田辺山下町3丁目



北 積 率
 $17.644 \times 12.017 \times 1/2 = 114.853668$

売却区分番号

989-1



売却区分番号

989-1

